南砺市農業委員会第28回総会会議録

1.招集日時　　平成28年　10　月　4　日

2.開会時刻　　平成28年　11 月　4　日　午後2時00分

3.閉会時刻　　平成28年　11　月　4　日　午後2時47分

4.場　　所　　城端庁舎　3階　会議室

5.委員定数　　27名

6.出席委員　　24名　　欠席委員3名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	齊藤　勇一	出	15	瀧　　由記男	出
2	浅野　清治	出	16	片山　昌作	出
3	上田　憲仁	出	17	藤永　隆夫	出
4	福田　孝洋	出	18	松平　勝	欠
5	荒木　健二	出	19	齊藤　十明	出
6	前川　十一	出	20	澁谷　均	出
7	梅本　兵造	出	21	杉本　文代	出
8	池田　又次郎	出	22	木下　春一	出
9	石尾　武雄	出	23	小橋　昭夫	出
10	山本　清	出	24	中川　寿	出
11	山本　敏	出	25	松本　篤治	出
12	大谷　與一	出	26	百島　和博	出
13	雨野　敬三	出	27	池田　喜昭	欠
14	杉森　桂子	欠			

7.議事日程

第1　議事録署名委員の指名

第2　議案第114号　農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第115号　農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

議案第 116 号　農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 117 号　農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 118 号　農地法第 5 条第 1 項目的の買受適格証明願いについて

報告第 40 号　農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

報告第 41 号　農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長　芝井　広、主幹　野原　健史、副主幹　山田由紀子

9.会議の概要

事務局長	定刻となりましたので、只今から、南砺市農業委員会１１月総会を開催いたします。本日の欠席委員は、14 番杉森委員 18 番松平委員、27 番池田会長でございます。出席委員は 27 名中 24 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定数に達しており出席委員は 27 名中 24 名で、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、本日欠席となりました会長の件で事務局より説明させていただきます
事務局	（説明）
事務局長	それでは、お手元の総会日程に基づき進めさせていただきます。議事の進行は会長が欠席ということで、変わって百島職務代理より挨拶をお願いいたします。
百島職務代理	皆様方ご苦労さまです。 本日は、会長の都合により、私が代理で委員会を進めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

職務代理　10 月 25 日、26 日の二日間、視察研修ということで、東京の武蔵野市へ皆様と一緒に参加させていただきました。
首都圏の農業を拝見させていただき、大変勉強となる研修で貴重な経験もさせていただきましたこと感謝いたします。
それでは、委員会を進めさせていただきます。最初に議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は 2 名とし、議長指名により決定いたしますがご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　異議なしとのことですのでご指名させていただきます。本日の署名委員は 5 番の委員、6 番の委員の 2 名の方よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

議長　附議議案第 114 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 114 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局　今回は 4 件の申請がありました。面積は　田　53,578.79 ㎡　畑　720.00 ㎡　計　54,298.79 ㎡　です。

事務局　受付番号 1 番です。
受付番号 1 番としまして、譲渡人は、県外に居住しており今後、南砺市に戻る予定がなく、申請地である田の管理や耕作ができないことから、現在、借り受け先であります方に譲り渡すものです。
受付番号 2 番です。
譲り渡し人 3 名は、３人兄妹で所有していた申請地を、中でただ一人管理や耕作をしている方に、譲り渡すものです。
受付番号 3 番です。
農業者年金経営移譲年金受給に関するもので、期間満了に伴う再設定をするものです。
受付番号 4 番です。
農業者年金経営移譲年金受給に関するもので、期間満了に伴う再設定をするものです。
これは、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件に満たしていると考えます。

議長　以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 114 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長　全員挙手につき、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　議案第 115 号農地法第 4 条第１項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 115 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局　今回は、1 件の申請がありました。面積は、田のみ　481 ㎡です。

住宅敷地　　１件　田　１筆　　481 ㎡

受付番号１番です。
受付番号 1 番　申請人は申請地を住宅の一部に転用するものです。この申請地は、県へ提供する敷地として、住宅の大部分が存在するため、新たに所有田を宅地に転用し住宅を移設することで付帯設備を建築する必要が生じたため、転用するものです。
農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで、１種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

議長　何かご質問等ございましたらお願いします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 115 号
議長　農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長　全員挙手につき、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

（異議なし）

議長　議案第 116 号農地法第 5 条第１項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 116 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局　今回は、2 件の申請がありました。面積は、田のみ　4,560.00 ㎡　です。

駐車場	1 件	田	1 筆	4,385 ㎡
住宅敷地	1 件	田	1 筆	175 ㎡
合計	2 件	田	2 筆	4,560 ㎡

事務局　受付番号１番です。
申請人は、申請地を借受人から賃貸借設定により、駐車場として転用するものです。借受人は、一般貨物自動車運送事業及び自動車運送代弁業の他、物品の仕分け梱包、発送業務の請負業を営んでおります。現在、本社常駐の車両及び社員の通勤車の駐車状況は、満杯状態であり、工場の西側の細長い空き地部分と南側空き地部分に斜め駐車をしていますが大多数が苦情の申出となっております。また、トラックは日中の営業時間帯は外出しているが、夜間の駐車は、通路部分にまで駐車し、翌日の営業開始時に車両の入替に無用な作業をしなければならない状況です。入替時には、公衆用道路に一時的に駐車をし、交通安全上大変危険な状況です。よって新たに安全な出し入れがすむスムーズな駐車場を設置したいと思い今回申請しました。

事務局　農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで、１種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号２番です。

譲り渡し人は、申請地を譲り受け人に所有権移転により新築住宅として転用するものです。

譲り受け人は、先月１０月に結婚し、現在夫婦でアパートに生活しておりますが、今後、家族が増えた際にアパートでは手狭になることから、当初より自己所有住宅を新築したいと考えていました。共働きで妻の勤務先が南砺市内であることや、子どもが生まれた際には妻の実家に子どもを預ける事も考えており、近隣で頻繁に行き来が出来る範囲での、土地の取得を希望し家族に相談したところ、妻の実家から徒歩で行き来が出来る距離にある雑種地を勧められました。近隣には、学校や商業施設が多くあり、生活面でも大変利便性が良い場所で、妻にとっても慣れた土地であることから今後も互いの家族が安心して生活できると考え、この場所に自己所有住宅を新築することにしました。また、住宅とともに共有する車の雪よけとなるカーポートも必要になるが、雑種地のみでは敷地が不足であったことから、やむを得ず家族が所有する隣接農地の一部を使用して自己所有住宅を新築したく申請するものです。

農地区分は公共施設整備済区域であることから、３種農地と考えられます。

議長　以上 2 件の中のうち１件に 3,000 ㎡以上ものがございますので担当委員からコメントをいただくことにします。

委員　この申請地つきましては、上の田と下の田の間に駐車場を作られるとのことですが、まずは、上の田の耕作者と下の田の耕作者の両者から承認をいただき、それに伴い、土地改良区、地元理事の方、総代の理事等からも承諾をいただきましたことで、朝夕の車の混雑に安全面にも対応できることが大切ですので承諾いたしました。

議長　何か他にご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 116 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長　全員挙手につき、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　議案第 117 号農用地利用集積計画（案）の決定について議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 117 号について議案書をもとに内容説明＝

事務局　今回は設定が 364 件、1,017 筆の申請がありました。面積は、田のみ 1,886,304.85.00 ㎡です。
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 号の各要件を満たしているものと考えます。

議長　何かご質問等ございませんでしょうか。

（異議なし）

議長　異議なしのようですので採決をとります。議案第 117 号農用地利用集積計画（案）の決定に対し意見決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　全員挙手につき、本件は原案どおり承認いたします。続きまして次の議題へ進みます。

議長　議案第 118 号農地法第 5 条第 1 項目的の買受適格者証明願いについて議題とします。事務局より説明を求めます。

＝議案第 118 号について議案書をもとに内容説明＝

事務局

事務局　願出者は、買受けする者に　田　合計　1筆　1,482㎡　を入札期間までに参加しようとする競売について、農業経営規模の拡大を図りたいと考えており、今回、落札決定者となり、農地法第 5 条の所有権移転許可申請書が提出された場合は、直ちに許可するものとするとなっています。

議長　この案件につきまして、何かご意見ご質問ございませんか。

（異議なし）

議長　地域の農業という観点から、証明願いにつきまして、ご承認いただきたく存じます。

（異議なし）

議長　異議なしのようですので採決をとります。議案第 118 号農地法第 5 条第 1 項目的の買受適格者証明願いについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

事務局　（全員挙手）

議長　全員挙手につき、本件は原案どおり承認いたします。続きまして次の議題へ進みます。

議長　続きまして報告事項に入ります。

議長　報告第 40 号農地法 3 条第 1 項第 13 号の規程による届出について議題とします。事務局より説明を求めます。

＝報告第 40 号について議案書をもとに内容説明＝

事務局

農地保有合理化事業におきまして、所有権を移動するものです。

今回は、2 件の届出がありました。面積は、計 13,529.00 ㎡です。

受付番号 1 番です。

譲り渡し人は、市内の農地 2 筆を譲り渡すものです。

事務局　続いて受付番号２番です。
受付番号２番は、市内農地４筆を譲り渡すものです。
いずれの場合もあっせん事業の実施となっております。
農地保有合理化法人が、農業委員会に届け出て売買事業を実施する場合は農地法３条の許可を受けなくてもよいことになっていますので、報告をさせていただきました。

これらについて、何かご質問、ご意見などございますか。

（異議なし）

議長　異議なしということで報告を受けたことになりますので、承認いたします。

議長　続きまして次の報告事項に入ります。

議長　報告第 41 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について議題とします。事務局より説明を求めます。

＝報告第 41 号についての議案書をもとに朗読・説明＝

事務局　今回は、161 件の届出がありました。面積は、田のみで 376,319.83 ㎡　です。
受付番号 1 番から 4 番につきましては、市へ売買されたことによる解約です。
受付番号５番につきましては、相続によるものです。
受付番号 6 番から 150 番につきましては、中間管理機構を通して利用権を設定するものです。
受付番号 151 番と 152 番につきましては。議案第 115 号農地法第４条の受付番号１番に関するものです。
受付番号 153 番から 161 番につきましては、中間管理機構を通して利用権を設定するものです。

議長　これらについて、何かご質問、ご意見などございますか。

（異議なし）

議長　異議なしということで報告を受けたことになりますので、

承認いたします。

議長　本日の議案につきましては、以上であります。

議長　これで審議事項ならびに報告事項はすべて終了しましたのでその他に進みます。

議長　〇次回の委員会　平成 28 年 12 月 7 日（水）午後 4 時から

議長　その他、何かご意見等ありますか。

事務局長　前回も、お話しておりましたが、農業委員さんの改正に伴う定数の件でございます。前回、今現在 27 名でありまして次回の改選がなくなりまして、自治会より任命ということで 20 名になるというところまでお話させていただきました。今のところ思っておりますのは内 2 名については、今現在も同じですが女性の方をお願いしたいと思っております。前回は、中核農業者協議会の女性部会からお願いして 2 名ということでした。おそらく実質同じような形で表面上は公募という形で 2 名の方をぜひお願いしたいと思っております。つきましては、いろんな立場である方の意見を聞きたいと思っております。残り 18 名に関しては、各自治振興会からの推薦という形で考えております。20 名の内女性の 2 名も入れて 11 名につきましては、認定農業者ということです。認定農業者の組織の方、役員さんももちろん大丈夫ですが、その中から 11 名以上を選出していただくことになります。女性の 2 名を選出することはがかなり難しいのではないかと思いますので、実質は 18 名の内 11 名は、認定農業者ということです。その後、各地区で、こちらの思案として地区割りをしていかなくてはならないのではないかと思っております。現在のところ、地区割りまでしてはおりませんが、基になるものは各地区の農地面積や、農業者数、認定農業者数等が基礎になって、若干の調整を要したうえで自治振興会への選出を求めていき、その条件を整えた後、12 月の議会に定数を条例で定め、来年 1 月以降に各自治振興会等に案内して 3 月ぐらいまでには、概ねの方を決定していただくことになります。

議長　他に何かございませんか。この機会に何かお聞きになりことなどございましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長　以上で、南砺市農業委員会第28回総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後2時47分）

議事録が正確であることを証します。

平成　　年　　月　　日

議事録署名委員

議事録署名委員

会　　長